

平成25年第4回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成25年9月27日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成25年9月27日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第91号、議案第93号、議案第96号、議案第102号、議案第105号から議案第107号まで、議案第127号から議案第129号まで、請願第4号から請願第6号まで、陳情第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第90号、議案第97号から議案第99号まで、議案第103号、議案第104号、議案第108号、議案第126号、陳情第3号、陳情第4号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第100号、議案第101号、議案第109号、議案第125号、陳情第2号

第2 発議案第6号

第3 発議案第7号

第4 発議案第8号

第5 発議案第9号

第6 発議案第10号

第7 発議案第11号

第8 委員会の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君

19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革課長	清水忠雄君
世界遺産推進課長	石山勉君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原淳君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	笠井寛君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	羽生靖君
建設課長	金田一則君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院管理部長	塚本寿一君	選挙管理委員会事務局長	安藤信義君
監査委員事務局長	高野博明君	農業委員会事務局長	長敏宏君
消防長	深野俊之君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第91号、議案第93号、議案第96号、議案第102号、議案第105号から議案第107号まで、議案第127号から議案第129号まで、請願第4号から請願第6号まで、陳情第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第90号、議案第97号から議案第99号まで、議案第103号、議案第104号、議案第108号、議案第126号、陳情第3号、陳情第4号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第100号、議案第101号、議案第109号、議案第125号、陳情第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、平成25年度佐渡市一般会計予算について、7月24日、27日及び7月31日から8月1日にかけて発生した豪雨に係る災害復旧経費等を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億7,963万1,000円を追加し、予算総額を534億4,031万6,000円とする補正予算を本年8月5日付で専決処分したことについて、承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第91号 佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の一部改正に伴い、市税の延滞金の利率を引き下げる見直しが行われることに合わせて、市税以外の市の債権に係る延滞金の割合についても同様に見直しを行うため、関連条例について、一括して改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）。本案は、佐渡市ケーブルテレビ放送施設について、当該指定管理者に株式会社佐渡テレビジョンを指定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、管理運営を行わせるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。次期指定管理者の公募の際には、事業の特殊性及び離島の閉鎖性等の面から、今回指定する事業者により有利な状況が発生するものと思料する。よって、次期公募においては、当該放送管理業務委託料につ

いて、さらに厳しく精査されるよう強く求める。

議案第96号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、平成25年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ21億4,764万6,000円を追加し、予算総額を555億8,796万2,000円とするものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の所要額を計上するほか、7月24日、27日及び7月31日から8月1日にかけて発生した豪雨に係る災害復旧事業に5億8,500万円、海抜がおおむね10メートル未満の集落に対し避難路を整備する安全・安心まちづくり事業に9,800万円、相川地区学校給食センター建設事業に4,727万円を計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。10款6項6目給食センター建設費、（継続費）相川地区学校給食センター建設事業4,727万円について。当該事業費のうち550万円は、相川地区学校給食センターの屋根材の変更に伴う補正増である。これは、当初、景観に配慮した瓦屋根で計画したところ、施工業者より、屋根勾配の不足により強い海風等による雨漏りに対応できないとの指摘があったため、鋼板立て平ぶきに変更したものである。当委員会としては、このような問題は綿密な現地調査及び関係者間の協議により十分予測できたことであり、設計業者の責任は極めて重大なものと思料するところである。今後このような事例を再発させないよう、厳重に注意する。

市民厚生常任委員会。1、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、私立保育所支援事業について。

（1）、保育士等処遇改善事業補助金について。当該経費は、全額安心こども基金を活用し私立保育園で働く保育士等を対象に処遇改善を図るものであるが、私立保育園の経営者が当該事業の目的に反し他の経費に流用しないよう常に確認すること。（2）、保育所緊急整備事業補助金について。当該経費は、私立保育園が対象となる安心こども基金を活用した施設整備に関する補助金であるが、今後の施設整備に当たっては、当該補助金の対象とならない公立保育園の施設整備についても十分配慮されたい。

2、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境企画費、老朽危険廃屋対策支援事業419万円について。当該経費は、本委員会が平成25年第2回定例会において制度内容と予算額を拡充するよう付した意見を踏まえ予算計上されたものであるが、本年度の申請状況を見ると、さらに予算の拡充が必要であると思料する。よって、市は翌年度の予算額を拡充し真に緊急度の高い老朽危険廃屋について対策を進められたい。

議案第102号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ64万4,000円を減額し、予算総額を3億5,635万6,000円とするものであります。その内容は、人事異動に伴い人件費を減額するほか、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者に株式会社佐渡テレビジョンを指定し管理運営を行わせることに伴い、当該管理運営業務委託料について、限度額2,890万円とする債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第106号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第107号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、佐渡市二宮財産区、佐渡市新畑野財産区及び佐渡市真野財産区の平成25年度の各特別会計予算について、造林事業受託事業費の増額により、それぞれ予算

総額を725万5,000円、584万1,000円及び518万6,000円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。速やかに財産区を解消するよう、鋭意努力すること。

議案第127号 金井小学校校舎棟・体育館棟解体工事（第2工区）請負契約の締結について。本案は、金井小学校校舎棟・体育館棟解体工事（第2工区）について、9月12日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 （仮称）佐渡市総合体育館附帯施設工事（第1工区）請負契約の締結について。本案は、（仮称）佐渡市総合体育館附帯施設工事（第1工区）について、9月12日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、佐渡汽船株式会社が小木・直江津航路に就航させる高速船の建造に対し支援を行うため、平成25年度佐渡市一般会計予算において、限度額を4億6,200万円とする平成26年度までの債務負担行為を設定した上、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億7,800万円を追加し、予算総額を559億6,596万2,000円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。小木・直江津航路に対する支援については、新潟県がその方針を初期投資から赤字補填へと一方的に転換し関係者を混乱の中に放置した経緯があるが、この責任は極めて重大なものと断ずる。市は、このような状況を厳しく認識した上、今後、小木・直江津航路の赤字に対して一切支援を行わないよう、強く求める。

請願第4号 離島ガソリンのコスト支援継続を求める意見書提出に関する請願。本案は、住みよい佐渡を創る会から提出され、次の事項について、関係機関に意見書を提出することを求められているものであります。請願項目。離島ガソリンのコスト支援を継続すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願。本案は、新潟県私学の公費助成をすすめる会から提出され、次の事項について、関係機関に意見書を提出することを求められているものであります。請願項目。学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求めること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第6号 新聞の軽減税率に関する請願。本案は、新潟日報会から提出され、次の事項について、関係機関に意見書を提出することを求められているものであります。請願項目。消費税増税に当たり、品目別の複数税率を導入し、新聞へ軽減税率を適用すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第5号 本館建設の一方、地域の図書館・図書室の縮小計画は、やめて 市民の意見をいかした地域の図書館・図書室の充実を求める陳情。本案は、地域の図書館をよくする会から提出され、次の事項について陳情するものであります。陳情項目。1、意見交換会で出された多くの市民からの意見を入れた地

域の図書館、図書室の充実計画とすること。2、6月27日、7月26日の教育委員会は1館9分館の行革路線を進める一方で、本館の建設（7から17億円）を合併特例債により行う方向を全会一致で決定したが、これは意見交換会の市民の声を全く無視したものであるので、取りやめること。3、地域の図書館・図書室は、行革路線による縮小ではなく「文化の島」の名に恥じぬよう、文化の発信基地として利活用できる場とするため、現在の少ない予算を充実させること。審査の結果、陳情項目3について、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第93号 公の施設に係る指定管理の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 議案第93号、ケーブルテレビの指定管理についてお尋ねをいたします。

質疑通告で出してあるとおりであります。また本会議の上程のときにも質疑をしているわけですが、ケーブルテレビ事業そのものは今の技術発展の面からすると指定管理ではなくて、そのまま任せて行政が手を放すことも考えられるわけですが、今後の方向性については意見の中では次期公募となっておりますが、そういった部分についてどのような審査がなされたのか。

2点目、防災関連の情報施設も同一施設内にあると思われるのですが、管理及び危機管理上、問題がないのか。一言加えれば、防災関連で本庁舎も充実したいと言っている中でありますから、その辺も含めてどのような審査がなされたのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問であります今後の技術発展などの面を考慮すると、現在のケーブルテレビ放送施設を行政が手放す可能性もあるのではないかとということでございますが、このことについて担当課からは、ケーブルテレビの回線網の中に市が行政情報のやりとり使用するイントラネット及び緊急情報伝達システムの回線が含まれているため、これらを完全に民間に移譲することは非常に困難であるという説明がございました。ご質問にあるとおり、将来何らかのすばらしい技術革新等が進んで現在の回線を使用しなくても安価に情報を伝達するような時代がやってくるのかと思えますけれども、ちょっと今のところ、それは予測不能でありますので、当委員会としましては少なくとも当面の間は市がケーブルテレビの回線を保有して指定管理者制度によって管理運営していくことをやむを得ないと判断して、よって次期公募の際という表現につながったというものであります。

それと、ケーブルテレビ施設を指定管理者制度によって当面の間続行するにしても、事業の効率化は指定管理者制度の重要な要素でありますから、報告書にあるとおり、次期の公募の際には当該放送管理業務委託料についてはさらに厳しく精査をしていただきたいと強く求めるという意見に至ったものであります。

それと、防災上、問題はないのかということでございます。防災関連情報施設が同一施設内にあるのは、

危機管理上、問題がないかということなのですけども、本件につきましては当委員会の審査の中で執行部に対して特に説明を求めたことはございませんでしたが、本会議の中で中川議員のほうからご質問があって、本間危機管理主幹のほうから回答がされておりますので、かいつまんで申し上げますと、ご指摘のとおり、緊急情報伝達システムのセンター装置は真野の情報センターの中に配置してありますが、CNSの放送設備とは完全に独立をしております。ふぐあいが生じたときは、管理委託の会社が対応することとなっておりますし、緊急放送等はセンター装置から自動的に流れるということでありまして、指定管理と一切関係ないが、回線はケーブルを使っているということでありまして、

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君に質疑を許します。

○8番（中川直美君） 1番目ではありますが、今それこそタブレットとか、いろんなものの発展の中で、テレビそのものも回線なしで入るかという時代になってきているわけで、数年前では考えられなかった技術進歩が私あると思うのです。そういう意味でいうと、私は以前ケーブルは必要なものかなというふうにもかなり思っていたのですが、詳しい内容はこれからになると思うのですが、その部分はしっかり私考えていかなければならないと思うのですが、そこで1つお尋ねをしたいのです。佐渡市になるということで、佐渡全体にケーブルテレビ網はわせましたよね、60億円近い金で。この10年間でいうと、結局テレビを流すだけで、何も利活用してこなかった。最近になって緊急情報とかというものを入れただけであって。多くの自治体では、例えばそういったケーブルテレビ網を使って見守りだとか、高齢者対策とかというのを既にいっぱいやっているわけです。この10年間私が見ると、線ははわしたけれども、何もやってこなかったという点でいうと、やっぱりケーブル網を使った利活用計画というものが佐渡市にないことが宝の持ち腐れをつくってきたのではないかというふうに私は思っているのですが、その辺は審査されなかったのだろうかと思うのですが、どのように考えたのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それと、2番目の防災情報の関連ですが、真野行政サービスセンターのところはもし向こうから大きな津波があると、5分以内に津波来るという場所です。今本庁舎、防災上で津波の来ないようなところに建てようかという話なわけですから、場合によれば本体そのものもやっぱりそういった危険の少ないところに私移す必要があるのではないかと、これも全体の防災計画上の考えが私要るのではないかとこのように思うのですが、その辺はどんなだったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川直美君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川直美議員の質問にお答えいたします。

今ほどの質問の内容につきましては、委員会の中では審査をすることはありませんでしたが、後段の部分の津波が来たときというのは今後考えていかなければならないことかと思っております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 議案第93号についての質疑を終結いたします。

これより議案93号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議案第129号は、小木・直江津航路に対する佐渡汽船の新造船に対する佐渡市の補助の問題であります。この問題は、今議会でもたびたび議論になって十分中身が明らかになってきているところでありますが、私ども知り得る限りで言いますと、9月11日の地元紙の中で佐渡汽船の小川社長が訪問。非公式の面談では、小川社長が不足額の支援に理解を求めたことに対して、甲斐市長は、飛ばしますが、何回要請されても答えは同じだと述べたというところまでしか我々知らないわけです。もともと、もとをただせば、トリマランだったものが急にカタマランに変わったり、上越市の負担が変わったり、県が抜けたりと非常にごたごたしているという状況の中でありますので、トリマランなのかカタマランなのかも含めて、そういった状況はそれなりに把握した上でやっぱりお金はやるということが私必要だと思うので、その状況だけお伺いしておきます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川直美議員にお答えをいたします。

本案に付託されました議案第129号、一般会計補正予算（第5号）につきましては、佐渡汽船が小木・直江津航路に就航させる高速船の建造に対し、支援を行うため、限度額4億6,200万円とする債務負担行為を設定するという内容であります。したがって、本委員会の審査では、審査は予算審査でありますので、この債務負担行為に主眼を置いて行ったところでありまして、佐渡汽船が発注する船の内容等については大きく踏み込んではいけません。そのことについては、中川議員もご承知のとおり、佐渡空港・小木航路特別委員会において既に精力的に審査が行われまして、9月17日に中間報告も実施されたところでございます。よって、中川議員の質問につきましては特別委員会の中間報告の範囲でお答えをさせていただきますと、佐渡汽船が発注を予定している船は双胴船、カタマランを予定しているということでありまして、次に、資金につきましては市長がご答弁されたとおり、想定している船価60億に対して見込まれる資金が佐渡汽船48億、佐渡市8.4億、上越市2億6,040万ということで、不足額が9,960万円ということで報告を受けております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 確認だけです。ありがとうございます。意見の中で、混乱の中に放置した経過があって、新潟県の責任は極めて重大なものと断ずるといふ、この評価は非常に正しい評価だなというふう思うのですが、そうするとこの間いろいろあったというのは事実ですが、仮にどうなるうともこの負担

割合の率でやっていく、債務負担行為はあくまでも上限という理解でよろしいですね。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

中川議員のご理解でよろしいかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第129号についての質疑を終結いたします。

これより議案第129号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第5号 本館建設の一方、地域の図書館・図書室の縮小計画は、やめて 市民の意見をいかした地域の図書館・図書室の充実を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の討論を許します。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美君です。日本共産党を代表して、本陳情についての賛成討論を行います。

この陳情は、地域の図書館をよくする会の市民団体から出されたものであり、今回の陳情の市民の声は5,762人の署名とともに市長とこの議会に同じものが出されたものであります。また、地域の図書館、図書室の縮小計画が明らかになった後の5月には、同じ団体から6,000名以上の署名とともに教育委員会には請願が出され、市長にも同じものが提出をされてきました。半年もの間に、署名そのものの内容は若干違いますが、2回の署名でそれぞれ人口の約1割の署名が集まったというものであります。

なぜこのようなことになったかといえば、今年度の3月議会に明らかになったように、教育委員会は当初七、八百万円の経費削減のために地域にある図書館や図書室を支所や行政サービスセンターに入れて、専任の職員は置かず社会教育係に兼務させるという地域の図書館と図書室の縮小が市民の知らないうちに明らかになったからであります。そして、急遽開かれた市民説明会である意見交換会では市民の声を聞いたにもかかわらず、意見交換会になかった中央図書館の建設、増設か新築あるいは本庁舎建設に合わせた合築というもの、金額では7億から17億円というものを教育委員会が決めたからであります。その意味では、この混乱の大もととは教育委員会の姿勢にあったものだと言わざるを得ません。

市民の一貫した願いは、市民や利用者の意見、声を反映した佐渡市の図書館活動、図書館政策を充実してほしいというものであります。年間4,000万円程度の図書館予算ですが、できれば少しでも図書購入費などが地域に回るようにしてもらえたらありがたい、せめて現状で縮小しないでほしいというのが大きな趣旨であります。今回この陳情の採択については3項目ありましたが、3番の「地域の図書館・図書室は、行革路線による縮小ではなく「文化の島」の名に恥じぬよう、文化の発信基地として利活用できる場とす

るため、現在の少ない予算を充実させること」と総務文教常任委員会として採択をしたものであります。この文言の持つ意味は非常に大きなものであるということを強く指摘をして、こういった声に応える文化予算、図書館予算とするべきだということを強く述べておきたいと思います。本来ならば3項目全部を採択すべきと私どもは考えますが、議会が全会一致でこのことを採択することに意義があるということで賛成の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で陳情第5号についての討論を終結いたします。

これより陳情第5号 本館建設の一方、地域の図書館・図書室の縮小計画は、やめて 市民の意見をいかした地域の図書館・図書室の充実を求める陳情についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、陳情項目3について採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は陳情項目3について採択と決しました。

次に、さきに議決をいたしました議案第93号、129号、陳情5号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

〔議長、議事進行。誤解ありますよ。いいですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください、途中でですから。

〔「96号をやるのでしょうか。96号は除くのですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） これは入っておりますから、今私が述べておるところに。

〔議事進行。私は、質疑の通告していないんです。議事進行をやらなきゃならん重要問題があるんですね。できるんです、その場合は。議事進行できるんです、これ重要な問題だから〕と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の発言を許します。

○22番（加賀博昭君） 具体的に端的にやります。この96号の中に相川地区学校給食センターにかかわる4,727万、その中に550万が設計監理の関係で増額しなければならなかったということでございます。そのことは、委員長報告でよくわかったのですが、私がおのちちょっと調べさせていただいたところ、設計業者はてんまつ書というのを出しておることがわかったのです。ここが大事なのです。いいですか。てんまつ書を書くということは、今後指名停止等のペナルティーを受けるという重要問題がはらんでおるのです。だから、設計業者が失敗しました、悪うございましたというのがてんまつ書でしょう。それで、そういう重要なてんまつ書が出ておることがわかったにもかかわらず、なぜそのことが委員長報告の中にうたわれていないのだと。これは、業者にとってはある意味では死活問題にかかわるのです。それは、業者が失敗したのだから、ペナルティー受けて当然だけれども、議会はてんまつ書というものが出ておるのだということだけは認識してもらわなければならないという事件なのです。なぜそれが載らなかったのかお尋ねします。それだけです。

○議長（祝 優雄君） 加賀議員、これは誰に尋ねるのですか。今委員長に報告させるわけにはいきません。

○22番（加賀博昭君） 委員長です。

○議長（祝 優雄君） だって、あなた議事進行ですから、本来であれば内容にかかわるものについては質疑通告が出てきて私はするものだと思います。議事進行でやるべきものではないと思います。

○22番（加賀博昭君） 議事進行です。

○議長（祝 優雄君） だから、議事進行で委員長に問いかけるというものではないと思います。

○22番（加賀博昭君） では、あなたが答えますか。

〔「おい、暫時休憩やれ……」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） 暫時休憩やらなければだめでしょう、これは。

〔「議運でやる、議運で」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） 議運でやらなければだめでしょう、これは。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、委員長から報告をさせます。

議会運営委員長、金田淳一君。

○議会運営委員長（金田淳一君） 休憩中、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

加賀議員の議事進行発言につきましては、議案第96号に関する委員長報告に対する質疑でありますので、議会運営委員会としては会議規則第58条第1項に基づく議事進行の発言とは認められません。よって、会議規則第58条第2項に基づく議長の権限によって加賀議員の質疑は認めないことと決定いたしましたので、ご報告いたします。なお、会議規則第58条は全国標準の表現に準拠してはおりますが、今後議会運営委員会で協議をし、その内容を明確化していくこととして合意をいたしました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） さきに議決をいたしました議案第93号、129号、陳情第5項を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、議会より付託をいただいた審査についてのご報告をさせていただきます。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第90号 佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年3月30日に改正地方税法が公布されたことに伴い、個人住民税の寄附金税額控除における特別控除額の取り扱いの改正、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び市税延滞金の割合の見直しを行うため、佐渡市税条例の一部及び佐渡市入湯税条例の一部をそれぞれ改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ515万3,000円を減額し、予算総額を72億979万2,000円とするものであります。内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,663万4,000円を追加し、予算総額を7億3,433万4,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億4,333万9,000円を追加し、予算総額を81億7,093万9,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金の増額及び職員の人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ312万3,000円を減額し、予算総額を4億9,387万7,000円とするものであります。内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,988万4,000円を減額し、予算総額を5億7,521万6,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に493万7,000円を増額するものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 永安館改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、永安館改築（建築）工事について、平成25年9月12日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結することについて、

佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情。本陳情は、二酸化炭素吸収源など森林が持つ公益的機能を今後も継続して確保していくため、森林の整備や保全等を担う市町村に対する財源を確保するよう、国に対して意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第4号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情。本陳情は、現行の年齢計算ニ関スル法律では誕生日の応当日前日に新たな年齢に到達するとされ、このことによりさまざまな不合理が存在するとして、法律を改正し誕生日の応当日に新たな年齢に到達することとするよう、国に対して意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより陳情第4号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条の規定により、原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告に賛成される方は起立しないでください。

それでは、お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、さきに議決をいたしました陳情第4号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第45条第2項、第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年度の税制改正に伴い、一定の業種・資本金の規模の企業に行った、固定資産税の減免部分を国が普通交付税で措置するとの特例に基づく条例の改正であり、現行条例との整合性で、なお、審査を必要とするので、継続

審査とすべきものとして決定しました。

議案第94号 公有水面埋立てに係る意見について（原黒・住吉地内）、議案第95号 公有水面埋立てに係る意見について（小木町地内）。以上2議案は、新潟県が実施する公有水面埋め立てについて、新潟県知事に対して、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,437万8,000円を追加し、予算総額を10億5,327万8,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費及び建設改良費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,264万8,000円を減額し、予算総額を31億305万2,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第109号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成25年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額から202万5,000円を減額し、収益的支出の予定額から596万2,000円を減額し、資本的収入の予定額に5,266万6,000円を増額し、資本的支出の予定額に4,923万2,000円を増額するものであります。主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び建設改良費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成24年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、平成24年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金3億8,544万4,760円のうち、2億5,360万円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 TPP参加断念を求める陳情。本陳情は、TPPに参加すれば、日本の農林漁業が崩壊し、地域経済の荒廃を招くことが明らかであるとして、政府等関係機関に対し、TPP交渉への参加断念を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

○議長（祝 優雄君） これより議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 議案第92号、佐渡市企業設置奨励条例改正案についてお尋ねいたします。

委員長報告では、現行条例との整合性でと曖昧な表現で報告されておりますが、整合性がとれていないというのか、整合性で問題があるというのか、その辺について具体的に説明されたい。およそこういう問題は、国会などの法律では与野党の駆け引きで継続審査というふうなことはありますが、地方自治体でこういう形で継続審査となるというのは異例のことだと思っておりますが、具体的に説明願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、猪股議員の質問に対してお答えします。

整合性がとれていないということで継続審査にしました。この条例改正は、国の税制改正による条例の改正なのですが、佐渡市においては佐渡市企業設置奨励条例に該当しまして、執行部から出てきた改正案は、3条に1項、2項、3項とあるのですが、単純に4項を入れただけの条例改正でありました。これをそのまま改正に入れることによって非常に整合性がとれなくなります。というのは、この条例改正は4業種にまず絞っているということです。製造業、宿泊業、小売業、情報通信業、サービス業ということで、この4業種に絞るということは佐渡市の企業設置奨励条例の中に対象となる業種は日本標準産業分類で約28業種が入っております。この4業種だけに絞るということで不公平が生じる。さらに、投下資本の金額が現行ではこの業種全てが1,000万円以上となっているのですが、この4業種に絞っては500万円以上に下げるということで、ここでもほかの業種と不合理となってきます。さらに、3つ目としては、佐渡市の企業設置奨励条例というのは雇用促進と、いわゆる常用雇用の確保と、それから企業の振興、促進をうたっているのですが、この条例改正はこの項目を入れることによって雇用を担保していないわけです。ですから、場合によっては新しい機械とか設備投資、自動化することによって、反対に雇用されている人間が減らされる場合も出てくるのではないかとということと、もう一つは甲斐市長は佐渡市の産業振興で地産地消をうたっております。元条例では、地産地消もうたっているのですが、今回この4業種の中に入ってくる業種で、農林水産物等の販売業というのが入っているのですが、国の今回の改正は6次化を目指したものでありまして、農水産物または島外農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売するということが、島外での販売を目的としているという対象になりまして、もともとの佐渡市の企業設置奨励条例においては大変整合性がとれていない。ただ単純に国の法改正による改正で3条に4項を加えただけなものということで、委員会としてはまだまだ審査も不十分ということにしたわけです。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 今委員長が説明されたのは、2,601ページの条例の別表、第2条関係というところの対象業種がカバーされていないというふうなことだと理解します。そうしますと、これは継続審査にしても内容がただ継続審査にただで解決する内容ではないと思うのです。そうしますと、委員会でもし議会のほうの考え方が正しいとすれば、これは一旦取り下げて条例改正案を変更してこなければだめだと思うのですが、ただ単に継続したからといたって、これはいつまでたっても整合性がとれないと思うのです。それについて執行部の法令審査委員会というのがあると思うのですが、これはこの改正案を出す市の法的な問題を整理するところだと思うのですが、そこでは今の委員長の整合性がとれていないということについてどのような考え方を示してきたのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 鋭いご指摘がありました。確かに猪股議員のおっしゃるとおり、そういう問題について委員会でも議論をたくさんしました。まず、何で継続審査にしたのかということと、取り下げるべきだという方法もあったのではないかとということなのですが、佐渡市の企業設置奨励条例というのは、もともと合併前に佐渡市の10カ市町村がいろんな形でこういう条例を持っておりました。

さらに、金井町においては同じような条例を2つ持っていましたので、11条例を合併時にとりあえずまとめたという形で、非常にこの元条例自体の中に矛盾もいっぱいあるわけなのです。その後、一部改正はあったのですけれども、その内容面はさわらずに業種を、例えば農水産業を平成21年に加えたとか、その程度の改正しかしていなくて、だから委員会の中では今回の税制改正による部分の条例を単独で別条例として出してきたらどうかと、元条例から外して。そういう議論もありました。そうすれば、ただここは委員会としてもやっぱり佐渡市の企業振興、雇用をふやすために、いかにしたらいいかということの議論の中で、執行部にも配慮した面もありまして、継続審査としたわけですが、その中で法令審査委員会を通してくるはずではないかと言ったのですけれども、委員会としては実はこの法令審査委員会に関しては10月1日に国から告示されるので、それに今議決して出さないとのらないのではないかという心配があったので、そこで法令審査委員会に相談した結果、その件は継続審査にしても4月1日まで今さかのぼりますので、問題ないということなのですけれども、直接委員会として法令審査委員会で見つけられなかったのかどうかということまでは聞いてはいないということです。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君の質疑を許します。

○17番（猪股文彦君） 私の質問もうまくなかったのかわかりませんが、今の委員長のご答弁もわかったような、わからないようなご答弁のように私には聞こえました。そこで、この際委員長にも申し上げたいと思うのですが、ただ国が法律を決めたからといって各自治体のいろんな能力とか事情があるわけで、それをそのまま下へおろして文言だけそれを入れると、こういうふうな事実上の失敗が出てくると思うのです。いろんな法律改正に沿ったことが出てくると思うのですが、これを契機に、産業建設常任委員会が鋭いところを指摘したと思うので、私もこのことはお互いにとって大事なことだと思うので、12月にどのような形で出てくるかわかりませんが、市民に理解しやすい元条例に沿った形の改正案にするようにぜひともお願いしたいと思います。そのことについて最後に村川委員長のお考えを聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 村川委員長の答弁を許します。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 私個人の考えではなくて、まさしく委員会の目標はそこにありました。今回はっきり言って、この税制改正によって佐渡市は今ある現在の企業設置奨励条例にただ単純に当てはめたということは、3年間の例えば固定資産税の減免とかに対する損失補填を交付税ですることからということで、そのところだけをあめ玉といいますか、馬ニンジンといいますか、それに飛びついたわけです。でも、委員会としては、そうではないだろうと。この条例を改正をするのであれば、現在対象となっている業種を全部入れる。そして、雇用を確保する。雇用を確保して業種を広げれば、それによって佐渡市の産業が活性化に結びついて、3年間国が補填してくれない部分を佐渡市がこの4つの業種以外を補填していったとしても3年後は固定資産税も入るし、税収もアップするのではないかと、商売成功してもらえば。ということで大所高所といいますか、もっと広く高いところからこの条例は改正すべきだという申し入れをしまして、それで継続審査として今後その辺の議論も詰めて12月にはいい条例が出るようにという意味も込めた委員会の考え方です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第92号についての質疑を終結します。

次に、陳情第2号 TPP参加断念を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の討論を許します。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して、ただいまきちっと委員長報告をされたTPP参加断念を求める陳情について採択をすべきという立場で陳情への賛成討論を行います。

まず、この陳情は地元JAとその関係者から政府がTPP参加を決めようであった3月1日に急遽提出されたもので、TPP参加をやめるべきというものであります。本来なら政府が参加を決めようとすることの国民の意思として3月議会で採択をし、国に意見書を提出すべきものであったはずのものであります。これを継続審査と称して6カ月以上も結論を引き延ばしたあげく、この9月議会で否決するというのが今回のものであります。

今さら言うまでもありませんが、TPPそのものについて言えば、貿易に係る関税を全て撤廃し、アメリカ型のルールが押しつけられ、農業だけでなく、医療や雇用、地域経済などあらゆる分野に影響を与えるものであります。政府は、現在TPP交渉に正式参加をしていますが、事態はどうでしょうか。一般マスコミは取り上げませんが、TPP参加をする前は交渉に加わらないと情報がとれないと言って参加をしました。ところが、交渉に入ったら守秘義務があると言い、交渉内容を明らかにしていないというのが現在であります。TPP交渉参加に関する国会決議では、農林水産物の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする事と、ことしの4月19日、国会の委員会で鷺尾英一郎議員が提出者として国会で決議をしているものであります。この国会決議に照らしても、極めて守秘義務を盾に秘密裏に交渉を進めることは重大問題であります。自民党の国会議員からは、守秘義務を守らないと交渉から外されると弁明がありましたが、だったらすぐ外れるべきこそが道理ではないでしょうか。この立場から見ても、今からでも断念すべきと政府に求めるべきであります。

最後に、今議会で今安倍自民党、公明党政権が消費税増税へ踏み切ろうとすることに対してやめるべきとの請願が佐渡市議会にも出され、審査をされました。これもTPPの陳情と同様に、今採択をし、国に意見書を出すことが重要であるにもかかわらず、市政会、わかりにくいでしょうが、竹内代表会派と我が党以外は今議会時点でこれに否決の態度で継続審査となっています。市民の暮らしや経済が大変なときだからこそ、市民の立場で議会としての権能を果たすべきが重要であるということを強く指摘をし、採択されることをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で陳情第2号についての討論を終結いたします。

これより陳情第2号 TPP参加断念を求める陳情についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条の規定により、原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長報告に賛成される方は起立しないでください。

それでは、お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

これより議案第92号及び陳情第2号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第6号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第6号

新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	”	山 田 伸 之
	”	岩 崎 隆 寿
	”	竹 内 道 廣
	”	近 藤 和 義
	”	猪 股 文 彦
	”	浜 田 正 敏

新聞への軽減税率適用を求める意見書

政府は、景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調にふえる保証はなく、さらに平成26年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、新聞購読を中止する家庭がふえることが懸念される。そうなれば、国民の知的レベルや社会への関心の低下につながり、特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合には、格差が拡大し社会的不安を招く。

さらに、新聞購読者の減少に伴い新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用場が失われる可能性がある。

また、多くの国において、品目別の複数税率の導入や新聞・書籍等へ軽減税率が適用されている。

よって、政府においては、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消費税増税にあたり複数税率を導入すること

2 新聞へ軽減税率を適用すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同ほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第7号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第7号

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	〃	山 田 伸 之
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	竹 内 道 廣
	〃	近 藤 和 義
	〃	猪 股 文 彦
	〃	浜 田 正 敏

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度から公立高校の無償化とともに、私学への就学支援金を実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められている。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項（b）（c）「中等教育・高等教育の漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回したが、これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界に向けて宣言したことに他ならない。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護

者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校等就学支援金制度を拡充すること
- 2 私立高校経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神・独自の教育理念に基づいて教育をすすめる公教育機関として認可され、地域の子どものための教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきた。

平成22年度から公立高校の無償化とともに、私学への就学支援金を実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、私立高校では国・県の学費軽減措置後も初年度納付金で約17～40万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められている。

また、私立高校の経常費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難を抱えてきた。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしており、専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第8号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君）

発議案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	浜田正敏
	〃	竹内道廣
	〃	根岸勇雄
	〃	猪股文彦
	〃	中川直美
	〃	岩崎隆寿

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めたが、このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独自性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積り、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、次の事項の実現を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること
- 2 地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方向的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること
- 3 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強

化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第9号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第9号

離島ガソリン流通コストに対する支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	〃	山 田 伸 之
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	竹 内 道 廣
	〃	近 藤 和 義
	〃	猪 股 文 彦
	〃	浜 田 正 敏

離島ガソリン流通コストに対する支援を求める意見書

日本には、離島振興法の適用が受けられる離島が258島あり、これら多くの離島を有することにより、我が国の排他的経済水域は世界で6番目の広さとなっている。つまり、離島は国境を守る役割、海洋資源の保全と活用その他数えきれない大きな役割を担っている。

しかし、日本の資本主義経済の発展に伴って生活基盤の脆弱な離島は人口の減少と高齢化によって存続の危機に直面しており、海上交通費をゼロにしても本土との格差をなくすことは不可能である。当面、離島における生活必需品であるガソリン価格を本土並みに引下げる措置を講じなければ、いずれ自治機能を失い無人島と化すことは明白である。

また、離島のガソリンスタンドでは、小売価格を店頭表示していないところが多く、本土より高いガソ

リン価格と相まって、ガソリン価格の設定について消費者の不信感が根強い。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求める。

記

1 離島ガソリン流通コスト支援事業を拡充すること

2 離島地域実態把握調査を充実し、ガソリン小売価格の実態を消費者に対して情報提供すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第10号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大澤祐治郎君。

〔9番 大澤祐治郎君登壇〕

○9番（大澤祐治郎君） それでは、よろしくお願いいたします。

発議案第10号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	大澤	祐治郎
賛成者	〃	荒井	眞理
	〃	根岸	勇雄
	〃	金子	克己
	〃	佐藤	孝
	〃	金田	淳一
	〃	中川	直美
	〃	駒形	信雄

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益

的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途は二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、国においては、自然災害等の脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願いを申し上げます。

なお、宛先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、以上の方々であります。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第11号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君）

発議案第11号

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月27日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	浜 田 正 敏
	”	竹 内 道 廣
	”	根 岸 勇 雄
	”	猪 股 文 彦
	”	中 川 直 美
	”	岩 崎 隆 寿

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市町村が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項の実現を強く求める。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率引上げにより対応すること
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の施策誘導手段として用いることは厳に慎むこと

2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと

- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引上げること
 - (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること
 - (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること
 - (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第11号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第8、委員会の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり継続審査等に付することに決しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成25年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

さて、本定例会に提案いたしました各議案、そして追加で提案をさせていただきました離島航路船舶建造事業の補正予算につきましては慎重なるご審議をいただき、厚くお礼を申し上げる次第であります。その中で、議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については現行条例との整合性でなお審査が必要であるということで継続審査となったわけであります。決算の認定にかかわる議案とあわせまして、引き続きご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今議会の一般質問におきましては、15人の議員の皆様から多岐にわたる分野のご質問がございました。いずれにいたしましてもご意見、ご提案につきましては今後の市政執行に心して臨む所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、昨日は議員全員協議会におきまして平成31年度、これを目指しました佐渡市将来ビジョンの見直しの中間取りまとめにつきましてご説明をさせていただいたところであります。議員の皆様を始め、市民の皆様からも今後ご意見をいただきながら、12月の完成を目指して作業を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、議会中でありましたが、佐渡市にとって明るい話題がございました。1つ目は、島民が一丸となって制作した映画「飛べ!ダコタ」の特別先行上映が大変盛況であったということでございます。佐渡では、8月の30日から9月の10日に11会場で上映されたわけですが、どの会場とも満席であり、来場者は延べ約8,000人となったところでもあります。全国公開は10月5日からであり、佐渡の心の原点が描かれたこの作品を多くの皆様にごらんいただき、このことが佐渡の観光振興等につながる、こういうふうにご考えており、これをつなげてまいりたいと考えておるところであります。

2つ目は、9月の24日であります。佐渡が念願の日本ジオパークに認定されたことでございます。新潟県内におきましては、糸魚川に続きまして、2番目の認定となります。今後世界認定を目指して一生懸命頑張る所存であります。これまでご尽力をいただきました皆様へ厚く御礼申し上げるとともに、今後も世界ジオパーク認定に向けまして、多くの皆様から絶大なるご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、猛暑と局地的な豪雨に悩まされた夏もいつしか秋に向かい、朝晩肌寒さを感じるようになりました。皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ご健勝で活躍くださいますようご祈念を申し上げ、閉会に当ってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成25年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 猪 股 文 彦

署名議員 根 岸 勇 雄